

第 6 類

鉄及び鋼，非鉄金属及びその合金，金属鉱石，建築用又は構築用の金属製専用材料，金属製建造物組立てセット，金属製荷役用パレット，荷役用ターンテーブル，荷役用トラバースー，金属製人工魚礁，金属製養鶏用かご，金属製の吹付け塗装用ブース，金属製セメント製品製造用型枠，金属製の滑車・ばね及びバルブ（機械要素に当たるものを除く。），金属製管継ぎ手，金属製フランジ，キー，コッタ，てんてつ機，金属製道路標識（発光式又は機械式のものを除く。），金属製航路標識（発光式のものを除く。），金属製貯蔵槽類，いかり，金属製ビット，金属製ボラード，金属製輸送用コンテナ，かな床，はちの巣，金属製金具，ワイヤロープ，金網，金属製包装用容器，金属製のネームプレート及び標札，犬用鎖，金属製のきゃたつ及びはしご，金属製郵便受け，金属製帽子掛けかぎ，金属製貯金箱，金属製家庭用水槽，金属製工具箱，金属製のタオル用ディスプレイ，金属製建具，金庫，金属製靴ぬぐいマット，金属製立て看板，金属製の可搬式家庭用温室，金属製の墓標及び墓碑用銘板，金属製のバックル，つえ用金属製石突き，アイゼン，カラビナ，ハーケン，金属製飛び込み台，金属製あぶみ，拍車，金属製彫刻

鉄及び鋼

0 6 A 0 1

- 1 鉄
海綿鉄 合金鉄 純鉄塊 銑鉄 鋳鉄 粒鉄
- 2 鋼
特殊鋼 普通鋼
- 3 鋼半成品
シートバー スケルプ スラブ チンバー チンバーインコイル ビレット ブルーム
- 4 圧延鋼材
外輪 鋼管 鋼板 再生鋼材 条鋼 山形鋼
- 5 鉄鋼二次製品
亜鉛鉄板 クラッド鋼板 中空鋼 ビニル鋼板 ブリキ板 磨棒鋼
- 6 鉄くず

切り粉 合金鉄くず 炭素鋼くず 低炭素鋼くず

非鉄金属及びその合金

0 6 A 0 2

[第 1 類 第 2 類 第14類]

- 1 銅及び銅合金
銅合金地金 銅粗製品 銅地金 銅又は銅合金の鋳物・はく・粉及び伸銅品
- 2 鉛及び鉛合金
鉛合金地金 鉛粗製品 鉛地金 鉛又は鉛合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 3 亜鉛及び亜鉛合金
亜鉛合金地金 亜鉛粗製品 亜鉛地金 亜鉛又は亜鉛合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 4 すず及びすず合金
すず合金地金 すず粗製品 すず地金 すず又はすず合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 5 アルミニウム及びアルミニウム合金
アルミニウム合金地金 アルミニウム粗製品 アルミニウム地金 アルミニウム又はアルミニウム合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 6 マグネシウム及びマグネシウム合金
マグネシウム合金地金 マグネシウム粗製品 マグネシウム地金 マグネシウム又はマグネシウム合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 7 ニッケル及びニッケル合金
ニッケル合金地金 ニッケル粗製品 ニッケル地金 ニッケル又はニッケル合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 8 チタニウム及びチタニウム合金
チタニウム合金地金 チタニウム粗製品 チタニウム地金 チタニウム又はチタニウム合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 9 その他の非鉄金属及びその合金
インジウム カドミウム クローム ゲルマニウム コバルト ジルコニウム タングステン タantal ニオブ バナジウム ハフニウム ベリリウム マンガン モリブデン

金属鉱石

0 6 B 0 1

[第 1 類 第14類 第17類 第19類 第20類]

亜鉛鋳 アンチモニー鋳 ウラン鋳 金鋳 銀鋳 クローム鉄鋳 コバルト鋳 水銀
鋳 すず鋳 そう鉛鋳 タングステン鋳 鉄鋳 銅鋳 トリウム鋳 鉛鋳 ニッケル鋳
マンガン鋳 モリブデン鋳 硫化鉄鋳

建築用又は構築用の金属製専用材料

07A01

煙突 階段踏み板 回転窓用へいそく装置 ガードレール 壁板 くい 格子 坑道
用材料 さく シャッター 水道管 タイル 建物の鉄鋼枠 棚板 ちょうつがい 手
すり 鉄線じゃかご 天井板 天井装飾品 電柱用柱 ドアノッカー とい とい台
戸車 扉 扉とっ手 扉のへいそく装置 柱 羽目板 はり 針金格子 針金さく 防
火扉 舗床用材料 窓 窓用引き手 窓枠 窓枠滑車 マンホール 門 有刺鉄線 床
板 よろい戸 落石防止網 ラス

金属製建造物組立てセット

07A04

[第11類 第19類]

^{きん}
禽舎組立てセット

金属製荷役用パレット 荷役用ターンテーブル 荷役用トラバースー 09A03

[第7類 第12類 第20類]

金属製人工魚礁

09A05

[第7類 第19類]

金属製養鶏用かご

09A46

[第19類]

金属製の吹付け塗装用ブース

09A64

[第7類 第19類]

金属製セメント製品製造用型枠

09A71

[第19類]

金属製の滑車・ばね及びバルブ (機械要素に当たるものを除く。)

(09F02・09F03・09F05)

滑車

09F02

[第7類 第12類]

ばね

09F03

[第7類 第12類]

うず巻きばね 重ね板ばね つる巻きばね

バルブ

09F05

[第7類 第11類 第17類 第19類 第20類]

アングルバルブ 球バルブ コック 自動調整弁 ちょう形バルブ

金属製管継ぎ手 金属製フランジ

09F06

[第17類]

キー コッタ

09F07

てんてつ機

09G06

[第9類]

金属製道路標識（発光式又は機械式のものを除く。）

09G07

[第9類 第19類]

金属製航路標識（発光式のものを除く。）

09G08

[第19類]

金属製貯蔵槽類

(09G59・09G60)

液体貯蔵槽 工業用水槽

09G59

[第19類 第20類]

液化ガス貯蔵槽 ガス貯蔵槽 ガス貯蔵槽又は液化ガス貯蔵槽用のアルミニウム製の
浮中ぶた

09G60

[第20類]

いかり 金属製ビット 金属製ボラード

12A01

[第9類 第12類 第19類 第22類]

金属製輸送用コンテナ

12A74

[第20類]

かな床 はちの巣

1 3 B 0 1

[第 8 類]

(備考)「かな床 はちの巣」は、第 8 類の「くわ 鋤^{すき} レーキ(手持ち工具に当たるものに限る。)」に類似する。

金属製金具

1 3 C 0 1

[第 11 類 第 14 類 第 17 類 第 18 類 第 20 類 第 26 類]

1 カットネール くぎ くさび 座金 ナット ねじくぎ びょう プラグ ボルト
リベット ワッシャー

2 環 鎖

3 安全錠 鍵^{かぎ} 錠^{かぎ}用金属製リング 南京錠

4 キャスター 蹄鉄^{てい} プール用ロープ繫止金具

(備考)「金属製金具」は、第 18 類の「洋傘金具」、第 25 類の「靴くぎ 靴びょう 靴保護金具」、「げた金具」及び第 26 類の「靴はとめ 靴ひも代用金具」に類似する。

ワイヤロープ

1 8 A 0 2

金網

1 8 B 0 2

金属製包装用容器

(18C01・18C13)

金属製包装用容器(「金属製栓・金属製ふた」を除く。)

1 8 C 0 1

缶詰缶 金属製押し出しチューブ 高圧ガス容器 ドラム缶

金属製栓 金属製ふた

1 8 C 1 3

[第 17 類 第 20 類 第 21 類]

金属製のネームプレート及び標札

1 9 B 2 1

[第20類]

犬用鎖

1 9 B 3 3

[第16類 第18類 第20類 第21類 第28類]

金属製のきゃたつ及びはしご

1 9 B 3 4

[第20類]

金属製郵便受け

1 9 B 3 5

[第19類 第20類]

金属製帽子掛けかぎ

1 9 B 3 6

[第20類]

金属製貯金箱

1 9 B 4 4

[第21類]

金属製家庭用水槽

1 9 B 4 9

[第19類 第20類]

金属製工具箱

1 9 B 5 3

[第20類]

金属製のタオル用ディスペンサー

19B54

[第8類 第20類 第21類]

金属製建具 金庫

20A01

[第11類 第14類 第19類 第20類]

1 金属製建具

戸

2 金庫

(備考) 1 「金属製建具」は、第20類の「つい立て びょうぶ」に類似する。

2 「金庫」は、第20類の「つい立て びょうぶ」及び「ベンチ」に類似する

金属製靴ぬぐいマット

20C01

[第16類 第20類 第22類 第24類 第27類]

金属製立て看板

20D04

[第20類 第21類]

金属製の可搬式家庭用温室

20D07

[第19類]

金属製の墓標及び墓碑用銘板

20F01

[第19類 第20類 第21類 第24類 第26類 第31類]

金属製のバックル

2 1 A 0 2

[第14類 第26類]

(備考) 「金属製のバックル」は、第14類の「カフスポタン」「宝玉及びその模造品」及び第26類の「ボタン類」に類似する。

つえ用金属製石突き

2 2 C 0 1

[第18類]

アイゼン カラピナ ハーケン 金属製飛び込み台

2 4 C 0 1

[第8類 第9類 第19類 第20類 第21類 第22類 第25類 第27類 第28類]

金属製あぶみ 拍車

2 4 C 0 2

[第18類 第25類]

金属製彫刻

2 6 C 0 1

[第19類 第20類]